

社会医療法人 祥和会 脳神経センター大田記念病院 死亡時画像検査受託内規

(平成 27 年 10 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 社会医療法人 祥和会 脳神経センター大田記念病院において受託する死亡時画像検査（以下「検査」という。）については、この内規の定めるところによる。

(検査の申込み)

第 2 条 検査を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、遺族がある場合はその承諾を得た上で、「死亡時画像検査申込書」により脳神経センター大田記念病院長（以下「病院長」という。）に申込みものとする。

2 脳神経センター大田記念病院（以下「本院」という。）における遺族の承諾書は、別紙「死亡時画像診断 Ai（オートプシー・イメージング）に関する遺族の承諾書」のとおりとする。

3 病院長は、第 1 項の規定により申込みがあったときは、診療業務に支障がない限り受理し、検査を実施するものとする。

(検査料)

第 3 条 本院以外からの委託者は、死亡時画像検査料（以下「検査料」という。）を納付しなければならない。

2 検査料は、脳神経センター大田記念病院にて規定する額とする。

3 前項の検査料は、依頼内容に応じ、その全額を申込時に前納しなければならない。ただし、委託者が国の機関若しくは地方公共団体等の場合又は特別の事情がある場合には、協議により、検査料を後納とすることができる。

4 既納の検査料は、原則として返還しない。

(結果の通知)

第 4 条 この内規に定めるもののほか、検査の受託に必要な細目は、病院長が別に定める。

(注 1) 委託者が個人以外の場合にあつては、委託者欄に機関の所在地、名称、代表者名、担当医師名等を記入してください。

(注 2) 得られた個人や名前を識別する情報は、症例報告や研究発表に使用いたしません。

なお、匿名化したデータは今後の医学・医療の発展のために利用させていただきます。